

国制とポリス市民の幸福 ——アリストテレス主義的本質主義と倫理学(2)——

浜岡 剛

Takeshi HAMAOKA

アリストテレスの政治思想が現代の我々にとって持っている意義について考えるとき、Nussbaumの構想する「アリストテレス主義的社会民主主義」(aristotelian social democracy)¹⁾は心強く感じられる。アリストテレスの政治学は、そもそもポリスという歴史的には特殊とってよい政治形態を前提したものである上に、奴隷制の容認や女性の政治参加の否定など現代の我々にとって受け入れがたい見解も含まれており、倫理学の場合とは違って、現代の問題を考える手がかりにはあまりならないようにも思える。確かに、Nussbaumもアリストテレスの理論がそのまま現代に当てはまると考えているわけではない。ただ、彼の基本原則に関わる部分では、現代のリベラリズムとの関連で興味深い指摘が為されているとし、女性嫌い(misogyny)といった問題点も修正可能と考える。アリストテレスが政治について実際に語っている具体的内容は括弧に入れ、そのアプローチの仕方に従って「財の分配」における基本原則を述べたのが「アリストテレス主義的社会民主主義」である。「私[i.e. Nussbaum]の信じるところでは、アリストテレス主義は、ある基本的な人間の機能(basic human functioning)についてある立場を取るにより熱心で、財、富、収入が生活の中で現実に果たしている役割についてより優れた説明を与えてくれる。それは、人間が葛藤と機能的不平等に満ちた生をおくっている多くの状況に対するより深くより精密な批判を約束していると私は信じる」²⁾。政治における配分の問題は、人間の基本的な機能が発揮できる条件がどれだけ整備されているかという観点から

¹⁾ Nussbaum [1990]

²⁾ Nussbaum [1998a], p.255.

なされるべきであり、財や資源の平等、あるいは効用の平等という視点は不適切であると考え。これは、Nussbaumが強調するように、Senの capabilities の視点から福利を評価するというアプローチと一致する。訳語としては最近では「潜在能力」³⁾が定着しつつあるように見えるSenの capabilities は、「人が行うことのできる様々な機能の組み合わせを表している。従って、潜在能力は『様々なタイプの生活を送る』という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる。財空間におけるいわゆる『予算集合』が、どのような財の組み合わせを購入できるかという個人の『自由』を表しているように、機能空間における『潜在能力集合』は、どのような生活を選択できるかという個人の『自由』を表している」⁴⁾。

Nussbaumの「アリストテレス主義的社会民主主義」によれば、機能、生の質を評価する視点は、超然とすることなく (non-detached)、しかも客観的な (objective) ものでなければならないとし、「『濃密な』 (“thick”)——すなわち、人間の生のすべての領域を横断する人間的な諸目的を扱う——善の把握」⁵⁾を重視しなければならない。超然とすることなく客観的に人間の本性を記述する「アリストテレス主義的本質主義」がどこまでアリストテレス的であるというのかについて、Nussbaumの“Saving Aristotle’s Appearance”⁶⁾におけるアリストテレス解釈の是非とからめて検討する必要があるが、それは別の機会にゆずり、本稿では、『政治学』の中にNussbaumが見いだした capabilities に基づく配分の考えが、実際にテキストの中にどの程度まで確認することができるか、ということを検討することを目標とする。

Nussbaumは「アリストテレス主義的社会民主主義」の基本的枠組みの『政治学』のテキスト上の裏付けを、“Nature, Function, and Capability: Aristotle on Political Distribution”(1988)⁷⁾において行っている。この論文に対しては、Charlesによる批

³⁾ 川本隆史は、capabilityの訳に関して、「もっぱら個人の特性を連想させてしまう『潜在能力』では誤解を招く。少々碎きすぎでも『生き方の幅』と訳しなおしたいところだ」(川本隆史 [1999] p.92) と述べている。

⁴⁾ セン [1999], pp.59-60.

⁵⁾ Nussbaum [1990], p.217.

⁶⁾ Nussbaum [1986], ch. 8 “Saving Aristotle’s Appearances,” cf. Cooper [1998], ch. 12 “Aristotle on the Authority of “Appearances,”” Wians [1992].

⁷⁾ Nussbaum [1988a]. なお、この論文は G. Patzig (ed.), *Aristoteles’ Politik, Akten des XI. Symposium Aristotelicum* (Vandenhoeck & Ruprecht : Göttingen, 1990) pp.153-187 に再録されている。

判論文も同書に掲載されており⁸⁾、さらにその批判に対するNussbaumの再反論もある。おおざっぱに両者の解釈の違いを述べるなら、次のように言うことができよう。Nussbaumは、アリストテレスの政治思想の基本的立場は、ポリスの個々の人びとに、善き生を選択する条件を配分するのが政治の目標だ、というものであり、その思想は現代においても有意義であるとする。それに対してCharlesは、アリストテレスはそのような視点から政治思想を論じていないと主張する。アリストテレスは、人間の本性についての理解を出発点とし、その人間本性を完成させることが倫理学、政治学の目標とするいわゆる「卓越主義」(perfectionism)の立場に立っていると伝統的に解されているが、『政治学』での具体的な議論は卓越主義の立場に立つものではない。アリストテレスがもろもろの政治体制を批判検討する際の視点は、Nussbaumの想定するような配分の問題ではなく、「安全と社会的安定」である。しかも、アリストテレスの卓越主義は、自由を二次的なものとするなど、現代の我々にとって容易に受け入れがたい問題を生じさせるとして、そこに現代的意義を認めない。

この論争は、『政治学』におけるアリストテレスの基本的立場がいかなるものであるか、という問題に関わっており、これについて最終的な判断を下すためには、『政治学』全体について詳細な検討が必要であろう。アリストテレスが基本原則として述べていることだけでなく、それが個々の議論においてどのように活かされているか、あるいは活かされていないかを逐一検討することが必要であろう。しかし、そのようなことはこの小論においてなしうることはない。本稿では、Nussbaumが彼女の解釈の基礎としているいくつかのテキスト、特にアリストテレスが最善の国制について論じた第7巻の議論を中心に、その解釈の妥当性を検討するにとどめたい。

1

Nussbaumが議論の出発点とするのは、『政治学』第7巻第2章の次のような一節である。

(DC1) 1324a23-5

⁸⁾ Charles [1988]. この論文も G. Patzig (ed.), *Aristoteles' Politik, Akten des XI. Symposium Aristotelicum* (Vandenhoeck & Ruprecht : Göttingen, 1990, pp.188-202) に再録されているが、アリストテレスの政治思想の現代的意義(ないしは無意義?)を述べた最後の数ページは省略されている。

ὅτι μὲν οὖν ἀναγκαῖον εἶναι πολιτείαν ἀρίστην ταύτην <τὴν> τάξιν καθ' ἣν κἂν ὅσπισοὺν ἄριστα πράττοι καὶ ζῶη μακαρίως, φανερόν ἐστιν·

さて、最善の国制とは必然的に、それに従えば、たとえ誰であっても最善の仕方で行為し幸福に暮らすことができるような秩序であることは明白である。

(DC2) 1325a7-10

τοῦ δὲ νομοθέτου τοῦ σπουδαίου ἐστὶ τὸ θεάσασθαι πόλιν καὶ γένος ἀνθρώπων καὶ πᾶσαν ἄλλην κοινωνίαν, ζωῆς ἀγαθῆς πῶς μεθέξουσι καὶ τῆς ἐνδεχομένης αὐτοῖς εὐδαιμονίας.

優れた立法家の役割は、ポリスや、人間の種族や、その他あらゆる共同体について、どのようにすればそれらが善き生や、それらに可能な限りでの幸福にあずかることができるかを考察することである。

Nussbaumは、最初の引用(DC1)がアリストテレスの「配分に関する考え方」(distributive conception、以下DC)をもっとも明確に述べたものと考え。注目すべきことはまず、「誰であっても」(ὅσπισοὺν)と言われている点で、DC2での「人間の種族」(1325a8-9)という語とともに、この原則が想定している範囲が広いことを見て取ることができる。また、DC1 で希求法が用いられていることは、政治家の任務が、善き機能を現実に発揮させることではなく、幸福な生を選ぶことのできるコンテクストを作り出すことにあることを示唆しているという。さらにまた、DC2で「可能な限りでの」とされていることは、第1章で「最善の国制のもとにいる市民は、彼らの環境が許す限りで、もし何か理に反することが起こらないならば、最善の仕方で行うことができる」(1323a17-19)と言われていることとも合わせると、ポリスが最善のものであるかどうかは、メンバーが機能を現実にもっとも善く発揮しているかどうかで判定されるのではなく、あくまで、環境が許す限りで最も善く発揮しているかどうかという点で判定されるべきだ、とアリストテレスが考えていたことを示唆しているという。したがってDCは、環境の違いに応じてそれぞれのポリスが違ったあり方をすることを容認する柔軟なものであると言える、とNussbaumは解する。

アリストテレスの考える最善の国制が、(市民の利益とは独立の)ポリス全体としての利益ではなく市民それぞれの個人の幸福を目標とするものであるという点は、Miller⁹⁾も強調するところである。彼は、第3巻でポリスが「共通の利益」(τὸ κοινὸν συμφέρον)を追求するとされていることを議論の出発点として

⁹⁾ Miller [1995], pp.191-251.

(III, 7. 1279a28-29)、その「共通の利益」が何を意味しているかについて四つの解釈の可能性の類型を挙げる。すなわち、(1)「極端な全体論」、(2)「穏健な全体論」、(3)「穏健な個人主義」、(4)「極端な個人主義」である。(1)と(4)についてはそれを退けるのは容易であり、問題は(2)と(3)のいずれを採用するかということになる。(2)と(3)は内容的にかなり接近し、そのいずれかに単純に分類できないような解釈もあるが、Millerは、最終的に(3)を採用する。Nussbaumは基本的に(2)の立場を取るわけだが、全体論的に解釈しうるテキストも第7巻には含まれていることを認め、この巻ではアリストテレスは、ポリスの役割に関してまだプリミティブな段階にあり、プラトンの要素が残っていたのではないかということ（「暫定的」という保留をつけた上で）示唆する¹⁰⁾。たとえば、「国家の勇気や正義や思慮や節制は、人の各々がそれを分け持つことで勇気あるとか正しいとか思慮あるとか節制あるとか言われるものと、同じ能力と姿を持っている」(VII, 1. 1323b33-36)とされている場合、プラトンの理想国の考え方に近い全体論的な見方を示しているとする。しかし、この点に関して、Miller¹¹⁾は、幸福について、国家の場合も個人の場合も「種類の点で」(in kind)同じである、つまり「幸福である」と評価する基準は同じである、ということ述べているにすぎず、Nussbaumのように当該の文章をプラトンの全体論を示唆するものと見る必要はないとする。したがって、第7巻は、基本的に「穏健な個人主義」の立場で一貫しているといえる。

しかも、Nussbaumによれば、最善の国制は特定の限定された階層の人間の利益だけを目指したのではない。「少数のエリートだけでなく、多くの人の（『どのような人であれその人の』）善き生に配慮するという点で『広い』(broad)ものであり、善き人間的生を構成する諸機能(functionings)の総体に配慮するという点で『深い』(deep)ものである。アリストテレスによれば、秩序は、伝統的な政治的報酬である財、資源、官職に配慮しているだけでは不十分である」¹²⁾、としてNussbaumはアリストテレスのDCを高く評価する。それに対して、Charlesは、アリストテレスのその概念がNussbaumの言うように「広い」ものでも「深い」ものでもないことを強調する。

問題はまず、DC1で「誰であっても」(ὅσπισοῦν)とされている場合に、実際にはどの範囲の人のことが考えられているかである。当該の文章の属する第2章においてアリストテレスは、ポリスの政治に参加する生と、そうしたことが

¹⁰⁾ Nussbaum [1988a], pp.155-160.

¹¹⁾ Miller [1995], pp.213-214.

¹²⁾ Nussbaum [1988a], pp.149-150.

らから解放された生（たとえば観想の生）のいずれが望ましい生であるかという問いを主として問題としている。後者の生は、政治に参加する資格を剥奪されたような生、あるいは最初からそのような資格のない生では当然ありえず、自発的にそうした事柄から身を引いて観想に集中するような人の生であろうから、いずれにしてもここで問題になっている人は、政治に参加する資格を有する者であり、それ以外の政治に参加する資格を持たない人にとっては今述べたような問いはまったく意味を為さない。そうした議論の文脈の中でDC1が語られているのであるから、「誰であっても」ということで具体的に念頭に置かれているのは、「ポリス在住者のだれであっても」といったことではなく、Newman¹³⁾が注をつけているように「πρακτικόςであれ θεωρητικόςであれ」ということだと考えるのが自然であろう。つまり、「(アリストテレス的な意味での)市民であれば誰であれ」ということしかそこでは語られていない、と見るべきであろう¹⁴⁾。

この点は、第7巻のその後の議論においてより明確になる。たとえば、職人や商人や農耕者を市民となるべき人から排除することを提案している第9章の前半では、「幸福であることが成立するのには必然的に徳が伴っていなければならず、他方、あるポリスが幸福であることは、そのある部分ではなく、すべての市民に着目して、そう呼ばなければならない」(VII, 9. 1329a22-24)、とされている。あるいはまた、「少なくともポリスが優れているのは、国制にあずかっている市民が優れていることによる。他方、われわれの [i.e. 最善の国制における] 市民はすべて国制にあずかる」(VII, 13. 1332b32-34)とも言われている¹⁵⁾。ポリスがいかなる状態であるかを判断するポイントは、「市民」各人がどのようなあり方をしているかということによって決まる。ポリスは、さまざま

¹³⁾ Newman [1973], vol. III, p.321.

¹⁴⁾ Charles [1988], p.191は、確かに第1、2章においてDCの適用は明確に市民に限定されていないが、それは最善の国制の議論の導入にあたり、予備的な議論であるためにそのように一般的な表現になっているが、第四章以下に「においてその内容は限定されることになる、と解する。確かに第2章では「誰であれ」の内実は明確にされていないけれども、前後の議論から判断すれば、この段階でもすでにその範囲は限定されていると見ることができるだろう。

¹⁵⁾ この引用箇所において「国政にあずかる市民」という言い方が為されていることは、現実のポリスにおいて「国制にあずからない市民」が存在していることを含意しており。以下で述べるような、「広義の」市民概念を想定する根拠ともなっている。けれども、第7巻の「最善の国制」のあり方を問題とする限りでは、そのような折衷的な存在は想定されえないことも示されている。

な種類の人によって構成されているが、ポリスが最善、つまり幸福な状態であるかどうかは、市民がどういうあり方をしているかによって決定されるというのである。

また、DC2の「人間の種族」というのも、一見したところ政治家が配慮すべき範囲が「広い」ことを示唆しているようにみえるが、Charles¹⁶⁾が指摘しているように、隣国人の支配について述べているものであり、政治家の配慮の対象が自国市民に限られないことを示唆するものの、自国における直接の配慮の対象が市民に限定されないということをただちに意味するわけではない¹⁷⁾。

Nussbaumは、アリストテレスのDCの適用範囲が狭いというCharlesの指摘に対して、「私は、DCが『共同体に住むすべての人に適用され、限定された市民のクラスだけに適用されるのではない』(Charles, 188-9)、とは言っていない。市民であることが人間にとっての善の本質的部分であると私は考えるので、すべての市民が、そして市民だけが幸福に生きるだろうと考えている」¹⁸⁾、と答えている。確かにアリストテレスが考える「市民」の範囲は狭い。だが、「国制審議と裁判にあずかる資格のある者」(III, 1. 1275b18-19)という「市民」(πολίτης)の規定は、機能的な規定なので、実質的には、単に市民であるということだけで配分の受益者が決まるわけではなく、むしろある能力の有無という点で、配分の受益者は決まるのだと考える。そうすると、女性や(自然本性的)奴隷については、ポイントとなる能力を欠いているというアリストテレスの事実判断に基づいて、市民から排除されているので、逆に女性にもその能力が備わっているという前提に立てば、基本的枠組みを崩すことなくDCの適用範囲を広げることができる、とNussbaumは考える。このように論じるならば、問われているのは、アリストテレスが現に何を主張しているか、ということではなく、何がアリストテレスの基本的立場で、どの点がその立場にとって非本質的で修正可能であるか、といういわば仮想的な問いだということになる。

上で述べたアリストテレスの「市民」の規定については、それを厳格に理解した場合には、アリストテレスの理論の中においても問題を生じさせることが指摘されている。たとえば、王制や潛主制のように支配権を握っている者が一

¹⁶⁾ Charles [1988], pp.191-192.

¹⁷⁾ アリストテレスの国政が、市民の福利よりもポリスの安定と安全を目的としているとするCharlesの見解がもし正しいとすれば、隣国人に対する配慮は、その福利を意図したものではなく、その配慮が自国の安定に寄与するという視点から述べられていると解しうるだろう。

¹⁸⁾ Nussbaum [1988b], p.211.

人である場合には市民は一人しかいないということになってしまう、という問題が出てくる。この問題に関して、多くの論者は、アリストテレスは確かに第三巻第一章での定義では「市民」の範囲をかなり限定しているが、後の議論ではその制限を緩めて、より広い範囲に適用されるような市民概念を容認していると解釈している。たとえば、Keyt¹⁹⁾はポリス在住者を次のように分類している。

- (1) 第一級市民
 - a. 正市民
 - b. 未成熟な市民
 - c. 引退した市民
 - d. 女性市民
- (2) 第二級市民
- (3) 在留外国人
- (4) 外国からの訪問者
- (5) 奴隷

この分類を第7巻にこの分類を当てはめるならば、(最善の)国制あるいは政治家が配慮の対象とすべき市民の範囲はどうなるだろうか。DC1では、直接には上で見たように現に政治に関わっている(1a)正市民が配慮の対象となっている。しかし、市民が徳を備えるようになることが各自が幸福であるための必要条件であるから、(1b)未成熟な市民も含まれていると考えなければならないだろう。子供はまだ十分な能力を備えていないので、そのままでは「幸福」とは言えないが、将来そうなるよう教育されなければならない。アリストテレスは教育の重要性をしばしば強調し、第7巻第13章から第8巻の終わりまで、教育のあり方がテーマとして設定されている。(1c)および(1d)に関しては、第7巻でははっきりした言及はない。そして、特に強調されているのは、上で(2)第二級市民とされた職人や商人や農耕者が市民ではないという点である。

Nussbaumが指摘するようにアリストテレスのDCがより「広い」ものに修正しうるかを見るために、多くのポリス在住者を「市民」から排除する論理に関するNussbaumの見解を確認することにする。

Nussbaumは能力(capability)のいくつかのレベルを区別する。まず個人に内在的(internal)で、適切な状況があれば、機能を発揮することを選択することが可能な内在的能力(NussbaumはこれをI-capabilityと表記する)が考えられる。この能力は生まれつきのものではなく、教育によるトレーニングによって個人が身

¹⁹⁾ Keyt [1995], p.132. Miller [1995], p.148は、Keytの2~5を、「非市民(必須の補助者)」と一括りにした上で、その下位区分として扱っている。

につけることができるようになるものである。さらに、内在的能力を身につけていて、しかもそれを発揮する障碍となる状況がない場合には、必要な外在的 (external)条件がそなわっているということから、外在的能力 (NussbaumはこれをE-capabilityと表記する)がある とされる (二つの能力のレベルの区別は固定的なものではなく、常に明確に区別できるわけではない)。そして、政治家の仕事は、「若い時にI-能力のトレーニングをさせ、成人ではそれを維持させるとともに、その開発された能力を現実化させるE-状況を作り保持すること」²⁰⁾だとされる。しかし、配分の対象となる人がいかにして確定されるか、またいかなる根拠に基づいて確定されるかは、これらのレベルの能力では説明できない。

「誰であっても」(ὅστιςοὖν)の範囲は、自然本性的な能力、基礎的(basic)能力 (Nussbaumその基礎的能力をB-capabilityと表記する)によって決まる。DCの配分の受益者であるための必要条件は、「すでに本性的に、当該の機能を発揮する、まだあまり開発されていない能力を持っていて、適切な教育と外的資源が与えられれば、やがては十分にその機能を発揮する能力が備わるような能力を持っていること」²¹⁾である。

ある機能に関して基礎的能力を持っていない者に対して、当該の機能を発揮させるためのトレーニングや資源が与えられても、その人にとっても、社会にとっても無益である。Senが機能の概念について説明するのに用いている自転車の例だと、自転車自体は単なる物体であり、それを有しているだけでは乗ることにはつながらない。自転車に乗るとは、自転車を手段として用いて意図的な人間の能力を行使することである。したがって、自転車に乗るために必要な基礎的能力を持たない者に自転車を配分することは、その人の福祉の向上にはつながらない。こうした点からSenは、基本的財の分配という視点だけでは平等の実現には不十分であるとして、能力という観点を導入する必要を強調したのであった。

したがって、「奴隷は一般に思案能力をもっておらず、女性は持っているけれども、その能力は権威を欠いている(ἄκρυσον)²²⁾」(I, 13. 1260a12-13) というアリストテレスの認識に基づけば、女性や奴隷には基礎的能力がないので、しか

²⁰⁾ Nussbaum [1988a], p.162.

²¹⁾ Nussbaum [1988a], p.166.

²²⁾ Saunders [1995], pp.99-100は、ここで指摘されている女性の思案能力の不完全性の内実を問題としている。(a)能力に内在的な弱さゆえに、手段については識別できるが、目的についてはできないという解釈と、(b)魂の非理性的部分で生じる感情に支配されているからだという解釈の二つの可能性あることを指摘している。

るべき配分は受けられないのは当然であり、逆に基礎的能力があるということになれば、配分の受益者と認めうることになる。では、職人などについてはどうだろうか。Nussbaumの主張に即して解釈するならば、彼らの場合も何らかの基礎的能力の欠如が認められるがゆえに、市民として認められないということになるはずである。しかし、アリストテレスが挙げている理由は、「能力の欠如」ではなく「閑暇の欠如」である²³⁾。「市民になろうとする者は、農耕者であってはならない（なぜなら、徳が備わるためにも政治的活動の為にも、閑暇が必要だから）」(VII, 9. 1328b41-1329a2)、とアリストテレスは言う。この点に関してNussbaumは次のように説明している。「B-能力は、悪い教育や人の品位を落とすような生活の仕方によって浸食される、と言うことでこれを切り抜かれるかもしれない。そうすると、そのような個人が成人になったときにわれわれが会おうと、彼については事態はすでに絶望的になっており、彼らを教育する義務はありえない。これは残酷な判断で、我々はそれを望まないだろう。しかし、それによって、全体的な立場を一貫したものにできる。そして、それをアリストテレスは実際に信じていたように思われる」²⁴⁾。

Nussbaumは、職人などの生産者の生活がその人の能力を駄目にしているというが、この点について、もう少し詳しい説明を試みるならば、次のように言うことができるだろう。すなわち、生産者は、奴隷ではないけれども、雇い人、主人の指示に従って仕事をすることによってはじめて、適切に仕事をこなすことができ、道徳の面でも道を誤ることがない²⁵⁾。生産者に閑暇が不足しているというのは、単に忙しくて政治のことを学習する暇がないといったことだけではなく、自律的に行為するということができないような状態であるということでもある。考える暇もないくらい仕事が忙しいというような場合にはしばしば、われわれは自分が何を何のためになすのかという反省を行うことができず、ただやってきた仕事を受動的にこなしているだけという状態なのではないだろうか。そうした状況が常時続くことによって、生産者は真の意味での理性的選択(προαίρεσις)の能力を陶冶する機会を失っていくのであろう。それゆえにアリ

²³⁾ Nussbaum [1988a], p.172は、VII, 10. 1330a25-31で、農夫は奴隷であれば望ましいと言われていることを取り上げて、その理由を、基礎的能力の欠けている者（つまり自然本性的な奴隷）と、付随的な理由で内在的能力を獲得できなかった者とが一致しているためとしているが、実際にそこでアリストテレスが挙げている理由は、能力の欠如ではなく、奴隷ならば革新運動を起こさないから、というものである（Charles [1988] p.198, Kraut [1997], pp.116-117）。

²⁴⁾ Nussbaum [1988a], p.171.

²⁵⁾ Cf. Sauters [1995], p.101 (a comment on 1260a36-b7).

ストレスは政治家や市民は職人などの仕事をすべきでないとし、必要な場合に「自分で自分のためにする」ような場合については容認しようと言う(III, 4. 1277b3-5)。その場合には他律的な行為ではないゆえに例外として認められうるのであろう。

2

NussbaumのいうDCに従うならば、生産者はもともと基礎的能力がなかったわけではないのだから、その能力が損なわれないような手だてを施すのが政治家のつとめだということになろう。だとすれば、財と資源を提供する政治的配分に問題があると言わざるをえない。当然ながらNussbaumもアリストテレスのこのような見解を問題視する。Millerも、アリストテレスは、その質料形相論的な魂論にも関わらず、精神と身体を対置させる二元論的な前提に立って、肉体労働が魂にとって有害だと考え、「最善のポリスのすべての市民が、ある一部の期間、必要な生産活動に従事するという可能性」を考慮することができなかつたとする²⁶⁾。このことから、アリストテレスは生産者に関する議論では、DCとは違う視点からアリストテレスは議論を展開していることになり、DCがアリストテレスの基本的立場としてどこまで一貫していたのか、疑問を感じざるをえないことになる。

Nussbaumが能力の有無ということをもDCの受益者であるかどうかの基準として説明を試みている点は、別の問題も引き起こすように思われる。すなわち、ある人が「市民」であるかどうか、市民に必要とされる能力があるかどうか、政治的配分において決定的な違いをもたらすという点である。人間には様々な機能があり、それぞれの人成し遂げうる機能もさまざまである。もし今引用した第1巻の一節を根拠とするならば、「思案能力 (βουλευτικόν)」のB-能力の有無が決定的だということになるだろう。しかし、特定の能力の有無によって配分の受益者となりうるかどうか明確な線引きがなされうるという発想は、Senがcapabilitiesという視点を導入する際に重要なポイントとした「人間の多様性」の考慮の必要性和相いれないように思われる。Senはその点について、次のような説明を行っている。

²⁶⁾ Miller [1995], p.245. Cf. *Pol. I*, 5. 1254a39-b2 「なぜなら、劣悪な者あるいは劣悪な状態にある者の場合には、悪しき自然に反した状態にあるために、しばしば身体が魂を支配しているように思われるであろう。」

「何の平等か」という問いの重要性は、現実の人間の多様性から生じているのであり、一つの変数を基準にして平等をもとめることは、単に理論上だけでなく現実的にも他の変数における平等の要求と衝突することが多い。わたしたちは、外的な状況（例えば、資産の所有、社会的な背景、環境条件など）においてだけでなく、内的な特質（例えば、年齢やジェンダー、一般的な力量があるか、特別な才能があるか、病気にかかりやすいかどうか、など）においてもまた実に多様である。ある面で平等主義を主張することが、ほかの面での平等主義を拒否することになるのは、まさにこのような人間の多様性のためなのである。

このように、「何が平等か」という問いの本質的な重要性は、人間の多様性という現実に関わっている。（「すべての人間は平等に創られている」といったような）人間の同一性を前提にして（理論的もしくは現実の）不平等の考察を勧めると、問題の重要な側面を見落とすことになる。人間の多様性は、（無視したり、後から導入すればいいという程度の）副次的な複雑性ではない。私たちが平等に対して関心を持つのは、この多様性が人間の基本的な側面だからである²⁷⁾。

ある特定の能力(capability)が欠けている場合には、その能力を前提とした資源の配分は意味を為さないから、その代わりに、それとは別の能力を発揮させるための資源を割り当てるのが平等の実現につながるだろう。基礎的能力という概念は、それ自体は能力の発達段階の最初期の段階を示しているにすぎず、それがいかなる機能(functionings)のための能力であるかは、改めて特定化される必要がある。特定化されてはじめて基礎的能力の有無を論じることができる。女性の能力に関する先に引用したアリストテレスの一節は、「思案」に関する能力と特定化されていた。そしてその有無によってすべてが決するかのようなようであった。また、職人などの場合についても、いかなる能力がポイントになるのか明示されることなく、基礎的能力の有無を論じるということがされていた。

しかし、人間に備わっている機能、能力はそれだけではない。さまざまな機能、能力がある。また「思案」能力に限定しても、人それぞれに能力の度合いは異なっており、事実アリストテレスも、女性に関して一定程度の能力を認めている。そうした多様性を無視して、一つの尺度ですべてを計ろうとするような配分の原理に対する対案として出されたのが、capabilitiesの概念に基づく配分の原理であったはずである。

²⁷⁾ セン [1999], p. x.

問題は、アリストテレスにそうした人間の多様性を考慮する視点が見られるかということである。もし「市民である」かどうかという点が決定的で、しかもそれが特定の能力（具体的には思案の能力）の有無にかかっており、それによって政治的配分の受益者になるかならないか決まるとすれば、アリストテレスのDCが実現しようとしている平等はごく限られた範囲のことになり、十分に「広い」とは言えなくなるだろう。そして、事実認識という点で修正を施して、その適応範囲を拡げるとしても、単純な線引きのために特定の能力の有無が問題とされるならば、DCは硬直したものになってしまうであろう。

アリストテレスの理論の修正として、Nussbaumのように、たとえば女性も男性と同じような能力をもっている、という事実を持ち出すのも一つのやり方であろうが、人間の多様性をより考慮しうるような形での修正が可能ならば、その方が好ましいであろう。アリストテレスにとって、「ポリスはできる限り相等しく同様である人々から(εἰς ἴσων ... καὶ ὁμοίων)成り立つことを目指す」(IV, 11. 1295b25-27)ものであるから、現代社会において要請されているような多様性に対する配慮を彼に期待することは難しい。しかし、市民であるか否かという単純な線引きの理論ではなく、むしろさまざまな能力のレベルの人間がいることを認め、それに応じた政治的配分が構想するという可能性を彼の理論の中に探るのが有益であろう。

Morrisonは、アリストテレスの非常に限定された「市民」の概念にまつわるさまざまな問題を解決する方策として、「市民であることにさまざまな程度の差があるという考え」²⁸⁾を提案する。もちろんこれはアリストテレスが明言しているものではないが、そのような修正を受け入れうる余地がアリストテレスの理論の中にはあると彼は考える。

アリストテレスは第3巻で「市民」概念を検討しているのだが、第1章では「付加条件なしに端的に(ἀπλῶς)市民であることを規定」することを試みている。そのことは「国制審議と裁判にあずかる資格のある者」(III, 1. 1275b18-19)という定義にあてはまるものとは別に、「ある意味で(πῶς)市民である」ような人たちの存在も認めているのである。そこでは具体的には、未成年、退役した人が挙げられている。在留外人でも、不完全ながらも契約に基づく共同関係(τοις ἀπὸ συμβόλων κοινωνοῦσιν)にはあずかっている。つまり、ポリスに住む人は、何らかの仕方でその共同生活に関わりあって生きているのであり、その関わりの程度に応じて「市民」ないしそれに準じた扱いを受けうると考えられる。

広い意味での市民は、その程度に応じて政治に直接的であれ間接的であれ関

²⁸⁾ Morrison [1999], p.156.

与しうると考えられる。第3巻第11章では、徳という点で必ずしもすぐれていない大衆であっても、それらが集まれば、全体としてすぐれた者でありうる可能性を認めている。自然本来の奴隷については、アリストテレスによれば、動物と同様「理性的選択に従った生き方」(τοῦ ζῆν κατὰ προαίρεσιν)すなわち「幸福」にあずかるにあずかることはできないということになるだろうが(II, 9. 1280a33-34)、そのような例外的な場合をのぞき、その能力に応じて「善き生き方」にあずかることができると考えてもよいのではないだろうか。「各人は、徳や思慮、あるいはそれらに則した行為をもつ程度に応じて、幸福が与えられる」(VII, 1. 1323b21-22)とアリストテレスは言う。もし徳や思慮の有無の基準を高く設定するならば、このことが当てはまるのは一部の人に限られざるをえないだろうが、能力の幅を大きく取ることが認められるならば、各人はそれぞれ、アリストテレスが理想としているような幸福ではないにしても、何らかの形で幸福でありえ、そのために必要な配分も想定できるであろう。

政治体制をアリストテレスは、支配権の握っている者の数によって分類しているが、その分類のそれぞれについて、善い政体と悪い政体とが区別されている。支配権を握っているのがただ一人の場合（したがって、アリストテレスの厳密な市民の定義に即するならば、市民が一人しかいない場合）、王制は広くポリスで暮らす人々の共通の善のために支配を行うが、潛主制の場合には、自分だけの利益を追求するという違いがある。狭い意味での市民は十全な支配権力を握ることができるが、少なくとも善い政体の場合には、支配者の配慮の対象は広い²⁹⁾。

このようにポリスに住む人の共同体への関与の程度を考慮に入れる配分が可能になるならば、アリストテレス的な狭い意味での幸福、つまり人間として可能な徳を十分に身につけ、それに応じた活動のできる者は必ずしも多くないとしても、「多くの人（『どのような人であれその人の』）善き生に配慮するという点で『広い』(broad)」³⁰⁾DCを読みとることができるであろう。

(京都市立芸術大学非常勤講師)

文献

Charles, D. [1988], "Perfectionism in Aristotle's Political Theory: Reply to Martha Nussbaum," *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, Supplementary Volume, pp.185-206.

²⁹⁾ Cf. Cooper [1998], ch. 16 "Political Animals and Civic Friendship," pp.364-365.

³⁰⁾ Nussbaum [1988a], p.149.

- Cooper, J. [1998], *Reason and Emotion*, Princeton: Princeton University Press.
- Keyt, D. [1995], "Supplementary Essay" to Robinson, R. (tr.), *Aristotle, Politics*, Books III and IV, Oxford: Clarendon Press.
- Kraut, R. [1997] (tr.), *Aristotle, Politics*, Books VII and VIII, Oxford: Clarendon Press.
- Miller Jr., F. D. [1995], *Nature, Justice, and Rights in Aristotle's Politics*, Oxford: Clarendon Press.
- Morrison, D. [1999], "Aristotle's Definition of Citizenship: A Problem and Some Solution," *History of Philosophy Quarterly*, 16, pp.143-165.
- Newman, W. L. [1973], *The Politics of Aristotle*, repr. ed. New York: Arno Press.
- Nussbaum, M.C. [1986], *The Fragility of Goodness: Luck and Ethics in Greek Tragedy and Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [1988a], "Nature, Function, and Capability: Aristotle on Political Distribution," *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, Supplementary Volume, pp.145-184.
- [1988b], "Reply to David Charles," *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, Supplementary Volume, pp.207-214.
- [1990], "Aristotelian Social Democracy," Douglass, R. B., Mara, G. M., and Richardson, H. S. (eds.), *Liberalism and the Good*, New York & London: Routledge, pp.203-252
- [1998], "Aristotle, Feminism, and Needs for Functioning," Freeland, C. A. (ed.), *Feminist Interpretations of Aristotle*, Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press, pp.248-259 (repr. from *Law Review*, 971 (1992)).
- Saunders, T.J. [1995] (tr.), *Aristotle, Politics*, Books I and II, Oxford: Clarendon Press.
- Wian, W. [1992], "Saving Aristotle from Nussbaum's Phenomena," Preus, A. & Anton, J. P. (eds.), *Essays in Ancient Greek Philosophy V, Aristotle's Ontology*, New York: State University of New York Press.
- 川本隆史 [1999]、アマルティア・セン（池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳）『不平等の再検討——潜在能力と自由』（岩波書店、1999年）に対する書評、『*Moralia*』第6号、p.92。
- アマルティア・セン（池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳）『不平等の再検討——潜在能力と自由』、岩波書店、1999年。